

特別な状況で欠席するとき

— 出席停止・忌引き・入学試験等 —

◆出席停止

- 病気で学校を休む場合、その病気によっては「出席停止」といって、欠席扱いにならない場合があります。医師の診断に基づきます（診断書は不要）ので、わかり次第学校にお知らせください。

【主なめやすとして】

- インフルエンザ・・・・・・・・・・発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
- 百日咳・・・・・・・・・・特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 麻疹（はしか）・・・・・・・・・・解熱した後3日を経過するまで
- 風疹（三日ばしか）・・・・・・・・・・発疹が消失するまで
- 水痘（水ぼうそう）・・・・・・・・・・すべての発疹が痂皮化^{かひ}するまで
- 咽頭結膜熱（プール熱）・・・・・・・・・・主要症状が消退した後2日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで



- 結核
 - 腸管出血性大腸菌感染症
 - 流行性角結膜炎
 - 急性出血性結膜炎
 - その他の感染症
- 学校医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで

- 手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、ヘルパンギーナ(流行性の夏かぜ)、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症

◆忌引き

- 親戚にご不幸があったとき、それに関連する欠席については出席簿上で忌引き扱いになる(学校を休んでも欠席にならない)場合があります。ただし、児童・生徒と亡くなった方との続柄によって、忌引きになる日数が以下のように異なります（遠距離の場合は、往復の日数も加えることができます）。

父母・・・・・・・・7日以内	祖父母・・・・・・・・3日以内	曾祖父母・・1日以内
兄弟姉妹・・3日以内	おじ・おば・・1日以内	

◆入学試験等（入学試験・適応指導教室出席など）

- 入学（就職）試験当日は、「出席停止・忌引き等」と同様に、「欠席」扱いにはなりません。
- 学校生活適応指導教室（あいりす）等に出席の場合は、「出席」扱いとなります。